第４章　国債決済代行先が国債代行決済担保受払を

行うことができない場合における取扱い

国債決済代行先が、日銀ネットの障害その他の事情により、日銀ネットにより、担保差入先に代わって当該担保差入先のために行う振決国債の担保差入の申出または担保返戻の依頼（以下「国債代行決済担保受払」といいます。）を行うことができない場合には、他の金融機関等店舗への国債決済代行先の変更または日銀ネットを利用しない手続への移行を行うことがあります。

当該変更または移行については、次に定めるところによるほか、日本銀行の指示に従ってください。

（１）担保取引店および担保差入先への連絡

国債決済代行先は、日銀ネットの障害その他の事情により、日銀ネットによる国債代行決済担保受払を行うことができない場合には、速やかに、その旨を、国債決済代行先の担保取引店および自らを国債決済代行先に設定しているすべての担保差入先に連絡してください。

（２）国債決済代行先の変更

担保差入先は、（１）により連絡を受けた場合において、他の金融機関等店舗に国債決済代行先を変更することを希望するときは、担保取引店にその旨を申出てください。

担保取引店は、当該変更を認めたときは、その旨を、担保差入先に連絡します。担保差入先は、この連絡を受けた場合には、直ちに、第１章５．（３）により、国債決済代行先の変更の手続を行ってください。

（３）日銀ネットを利用しない手続への移行

イ．日銀ネットを利用しない手続への移行

担保差入先は、（１）により連絡を受けた場合において、日銀ネットを利用しない手続への移行を希望するときは、担保取引店にその旨を申出てください。

担保取引店は、日銀ネットを利用しない手続への移行を認めたときは、その旨を、担保差入先に連絡します。担保差入先は、この連絡を受けた場合には、直ちに、国債代行決済担保受払を日銀ネットを利用しない手続に移行する旨を、国債決済代行先に指示してください。

ロ．日銀ネットを利用しない手続

担保差入先が国債決済代行先に対して行う国債代行決済担保受払の委託または振決国債を担保として差入れる場合における当該振決国債の振替の申請に関しては、第３章１．（１）ロ．（イ）および（ロ）、第３章２．（１）ロ．（イ）および（ロ）に定めるところに従ってください。

国債決済代行先は、日銀ネットを利用せず国債代行決済担保受払を行う場合の取扱いは、次のとおりとします。

（イ）担保差入

ａ．担保差入の申出

国債決済代行先は、日本銀行の指示に従い、「担保差入証書（振決国債）（国債決済代行先用）」（第２５号書式）を国債決済代行先の担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、担保差入先に代わって当該担保差入先のために振決国債の担保差入の申出を行うとともに、当該振決国債の日本銀行名義の参加者口座への振替の通知を行います。

「担保差入証書（振決国債）（国債決済代行先用）」の記入方法等は［参考１］のとおりです。

ｂ．受付後の取扱い

日本銀行は、ａ．の申出があった場合において、当該担保を受入れるときは、担保受入に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、国債決済代行先の担保取引店から国債決済代行先に「担保差入済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保受入が完了したことを通知します。

担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合には、担保出力指定店舗に対して「担保差入済通知」を日銀ネットにより送信することにより、担保差入金融機関等の担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有しない場合には、担保差入先の担保取引店から担保差入先に「担保差入済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保差入先の担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。

（ロ）担保受戻

ａ．担保返戻の依頼

国債決済代行先は、日本銀行の指示に従い、「担保返戻依頼書（振決国債）（国債決済代行先用）」（第２６号書式）を国債決済代行先の担保取引店に業務オンラインにより提出することにより、担保差入先に代わって当該担保差入先のために、担保として差入れている振決国債の担保返戻を依頼します。

「担保返戻依頼書（振決国債）（国債決済代行先用）」の記入方法等は［参考１］のとおりです。

ｂ．受付後の取扱い

日本銀行は、ａ．の依頼があった場合において、代行決済規則第８条第５項ただし書の定めに該当しないときは、担保返戻に関する所要の事務を行います。当該事務の完了後、国債決済代行先の担保取引店から国債決済代行先に「担保返戻済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保返戻が完了したことを通知します。

担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有する場合には、担保出力指定店舗に対して「担保返戻済通知」を日銀ネットにより送信することにより、担保差入先の担保残高および担保価額合計額を増額したことを通知します。担保差入先の属する担保差入金融機関等がオンライン担保差入先を有しない場合には、担保差入先の担保取引店から担保差入先に「担保返戻済通知」を業務オンラインにより交付することにより、担保差入先の担保残高および担保価額合計額を減額したことを通知します。

（ハ）期日担保返戻

差入済の担保について、担保差入先または国債決済代行先により受戻期日の前営業日までに担保受戻の手続が行われない場合には、基本約定第１１条第１項ただし書の定めに該当するとき、または担保返戻を行うことを適当でないと日本銀行が認めたとき（注）を除き、日本銀行は、受戻期日に期日担保返戻を行います。

日本銀行は、受戻期日に、振決国債の担保返戻に関する担保残高および担保価額合計額の減額を行うとともに、日本銀行名義の参加者口座から担保差入金融機関等または国債決済代行者名義の参加者口座への振替を行います。

（注）担保差入先が属する担保差入金融機関等の与信取引先が、当座貸越に関する規則第５条第１項に定める延滞利息の支払を行わない場合、共通担保資金供給オペレーションに関する基本約定第８条に定める貸付金額に返済期日の属する利息計算期間にかかる利息を加えた金額の支払を行わない場合等を指します。